

請 願 番 号	1	受 理 年 月 日	平 成 2 0 年 2 月 1 日
件 名	「後期高齢者医療制度」は中止し撤回を求める意見書を政府に提出することについて		
紹 介 議 員	加 川 義 光		
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>後期高齢者医療制度は知れば知るほどひどい制度です。「姥捨て山の別建て医療制度はやめて」、「こんな事がやられては高齢者は生きてゆけない」、「長寿に制裁を加えるようなものだ」等々、市民の間から驚きと怒りが広がっています。保険料は厚労省が「平均的厚生年金額収入の単身者保険料」を試算していますが、埼玉県はそれを遥かに超え 86,310 円となる高い保険料となっています。まさに、高齢者に重い負担を求めるものです。しかも、今後さらに保険料は 2 年ごとの改定で引き上げられる仕組みにもなっており際限なく負担増が強いられます。また、その保険料は原則として年金から天引きする過酷な仕組みになっています。その上、保険料滞納者からは保険証を取り上げる無慈悲な制度です。更に問題なのは、年をとれば自然に医療費がかかる高齢者を他世代から切り離して別建てにし、医療費も別建ての医療差別を導入しようとしています。このような問題の多い「後期高齢者医療制度」は中止し、撤回を求めるものです。</p> <p>以上の趣旨を充分ご理解いただき、今議会で政府に意見書を送付してください。</p> <p>〔請願事項〕</p> <p>4 月からの「後期高齢者医療制度」は中止し、撤回を求める意見書を政府に送付してください。</p>			

請 願 番 号	2・3	受理年月日	平成20年 2月 1日
件 名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願（他1件）		
紹 介 議 員	加 川 義 光		
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>昨年11月の広域連合議会で条例を制定され、後期高齢者医療制度などが4月から実施されようとしております。この制度は、これまで家族に扶養されていた人も含めて、75歳以上のすべての高齢者から年額平均93,990円という保険料が徴収されます。「もうこれ以上の負担に耐えられない」という声が広がっています。そして、これら住民の不安の声に答えて、例えば東京都では保険料構成から財政安定化基金、審査支払手数料、葬祭事業費、収納率上乘せ分を除外するなどした結果、公的年金208万円一人世帯で保険料年額73,800円としました。さらに、報道によれば年金208万円以下の方を対象にした軽減措置の条例改正案を提出するとのことです。</p> <p>埼玉においても保険料の軽減、健康診断自己負担への助成、低所得者対策が実施できるよう、国や県への要請とともに市町村の協力が得られるための努力を要請します。年金18万円以上の年金受給者は保険料を特別徴収（年金天引き）を定めていますが、全高齢者の約6割は生活保護基準以下であり、機械的な天引きはやめるべきです。</p> <p>また、全く所得がなくても保険料が賦課され、無年金で収入ゼロの場合も月額1,060円以上の保険料を払わねばなりません。保険料を納められない場合は、保険証が取り上げられ、窓口で全額負担が必要な資格証明書が発行されることとなります。高齢者は病気を持っている人が多く、医療機関への受診が欠かせません。保険証の取り上げは、憲法の示す考え方に反して人の命と尊厳、人権を脅かすものです。国民の医療を受ける権利を奪わないでください。</p> <p>現在においても後期高齢者医療制度についての国などの広報が不十分です。特に65歳以上の障害者に対する老人保健から後期高齢者医療制度への期限を切った移行措置の通知により、障害者本人や家族は不安と動揺を抱えています。障害者からの年金天引きは実施せず、医療内容＝改定される診療報酬の内容も含めて十分に説明を行って、病状などに照らして移行が判断できるよう援助が必要です。</p> <p>以上のことから、次の項目について請願いたします。</p> <p>〔請願事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康診断の個人負担は、無料にすること。 2 65歳以上の障害者が、老人保健から後期高齢者医療制度への移行・撤回にかかわらず、本人が不利益を受けないように配慮し、援助を行うこと。 3 本人の承諾なく保険料の特別徴収（年金からの天引き）は行わないこと。 			

請 願 番 号	4・5	受理年月日	平成20年 2月 1日
件 名	後期高齢者医療保険料の軽減と資格証明書発行停止を求める請願（他1件）		
紹 介 議 員	加 川 義 光		
〔請願趣旨〕			
<p>昨年11月の広域連合議会で条例を制定され、後期高齢者医療制度などが4月から実施されようとしております。この制度は、これまで家族に扶養されていた人も含めて、75歳以上のすべての高齢者から年額平均93,990円という保険料が徴収されます。「もうこれ以上の負担に耐えられない」という声が広がっています。そして、これら住民の不安の声に答えて、例えば東京都では保険料構成から財政安定化基金、審査支払手数料、葬祭事業費、収納率上乘せ分を除外するなどした結果、公的年金208万円一人世帯で保険料年額73,800円としました。さらに、報道によれば年金208万円以下の方を対象にした軽減措置の条例改正案を提出するとのことです。</p> <p>埼玉においても低所得者対策が実施できるよう、国や県への要請とともに市町村の協力が得られるための努力を要請します。</p> <p>また、全く所得がなくても保険料が賦課され、無年金で収入ゼロの場合も月額1,060円以上の保険料を払わねばなりません。保険料を納められない場合は、保険証が取り上げられ、窓口で全額負担が必要な資格証明書が発行されることとなります。</p> <p>高齢者は病気を持っている人が多く、医療機関への受診が欠かせません。保険証の取り上げは、憲法の示す考え方に反して人の命と尊厳、人権を脅かすものです。国民の医療を受ける権利を奪わないでください。</p> <p>埼玉県後期高齢者医療広域連合議会におかれましては、県民の真剣な声に十分に耳を傾け、現在の制度から後退をまねくことがないように、以下の項目について請願いたします。</p>			
〔請願事項〕			
<ol style="list-style-type: none"> 1 法定減免以外に広域連合独自での軽減制度を検討すること。無年金、無収入の人の保険料を免除すること。 2 止むを得ない理由で保険料を滞納した場合、保険証を交付し資格証明書発行や財産差し押さえなどの制裁措置は行わないこと。 			